

損害賠償及び和解に関する件

平成29年（2017年）2月21日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市西区

有限会社アベ商事

2 事故の概要

札幌市手稲区新発寒5条1丁目において、相手方所有の建物1棟が、発寒清掃工場（札幌市西区発寒15条14丁目）の煙突から飛散した錆を含む雨水等により損傷した。

なお、この事故は、議案第39号から第41号まで及び第43号から第47号まで、平成28年第3回定例会市議会報告第4号 番号31から番号76まで並びに平成28年第4回定例会市議会議案第23号、第24号及び報告第2号 番号6から番号88までと同一の事故である。

3 損害賠償の額

2,808,000円

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。